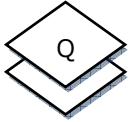




労働相談Q & Aで解決！

内定の取消



採用内定の通知を受けていましたが、大学を卒業する直前に内定取消しの通知があり、困惑しています。

A 内定通知によって、条件付きの労働契約が成立したとされており、内定の一方的な取消しには、合理的な理由が必要であるなど、一定の制限が加えられています。

解説はこちら

- 裁判では、内定の通知後、入社誓約書まで提出させている場合は、会社と内定通知を受けた者との間に始期付・解約権留保付きの労働契約が成立したと判断されています。
- 解約権の行使（内定の取消し）は、会社が採用内定時に知ることができず、または知ることが期待できない事実が後に判明し、客観的に合理的で社会通念上相当として是認できる場合に限られるとされています。
具体的な事例としては、一般的に成績不良による卒業の延期、健康状態の著しい悪化、採否を判断する重要な事柄について履歴書や面接において虚偽の申告があったことなどが挙げられます。
- 経営状況悪化を理由にする内定の取消しについても、人員削減の必要性や、できる限り内定の取消し回避のための努力や措置が行われたかなど、客観的に合理的で社会通念上相当と認められる理由がある場合に限られるとされています。

どうすれば？

- 内定通知の内容（通知書があれば通知の内容、口頭の場合は会社のどういう立場の人からどのような内容でいつ通知があったかを明確にしましょう。）や誓約書を会社に提出したかを確認しましょう。
- 内定の取消しの連絡に、取消事由が示されているか確認しましょう。取消事由が示されていない、又は不明確な場合は会社に文書で具体的な説明を求めましょう。
- 就労を求めたり、又は内定の取消しを認める場合はその代償措置（金銭の賠償、新たな雇用先の紹介など）について交渉しましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181